

熊本地方裁判所 平成●●年（○○）第●●号 法人税更正処分取消請求事件
国側当事者・国
平成20年4月25日棄却・控訴

判 示 事 項

- (1) 特別清算中のB会社（以下「清算法人」という。）から、文書、口頭等のいかなる形式においても、債権放棄の意思表示を受けていないとの原告会社の主張が、①清算法人及び清算法人のメイン取引銀行（以下「母体行」という。）の連名で原告会社に対して発せられた書面には債権放棄額が明記されていること、②原告会社は、母体行の原告会社に対する新規貸付額決定の前提となる担保不動産の評価額の減額を求めるなどして、新規融資額に多大な関心を寄せていたところ、清算法人が、原告会社に対する債権のうち、新規融資という形の下で母体行に引き継がれる部分を除いたその余の部分について放棄する意向であることを認識していたためであると考えるのが合理的であること等からすれば、原告会社は本件債権放棄について認識していたと見るべきであるとして排斥された事例
- (2) 母体行から送付された「債権譲渡の試案について」と題する書面を見て、清算法人の原告会社に対する債権が他に譲渡されたものと理解していたとの原告会社の主張が、仮にこれが事実であるとするれば、原告会社は債権者ではなくなったはずの清算法人と接触を続けたことになり、不自然であるし、原告会社は、上記書面を受け取った後、債権譲渡先として記載された銀行等にそれぞれ譲渡された債権額を確認することもなく、また、債権放棄の方向が一転して債権譲渡に変更されることは、原告会社にとっては重大な変更（不利益変更）に当たるはずであるにもかかわらず、この点について、清算法人等にその理由を問いただすこともなかったばかりか、かえって、その後の確定申告書には漫然と清算法人を債権者とする借入金が存在する旨を記載し続けているのであって、これらの事情に照らすと、原告会社の債権が他に譲渡されたと認識していたとの主張も採用できないとして排斥された事例
- (3) 本件債権放棄がされていたとするなら、当然なしうる節税措置を全く取っていないことから、本件債権放棄がされたとは認められないとの原告会社の主張が、原告会社が本件債権放棄を認識していなかったということが不自然であり、原告会社が節税の措置を講じていなかったとしても、それは原告会社側の問題であって、そのことをもって本件債権放棄がされなかったということにはならないとして排斥された事例
- (4) 本件債権放棄の意思表示がなされたとしても、清算法人の特別清算手続上必要とされる債権者集会の決議ないし裁判所の許可がされていないから無効であるとの原告会社の主張が、清算法人は原告会社に対する債権について担保を設定していた銀行等に対し、原告会社を破綻懸念先に含めた上で、清算法人の原告会社に対する債権のうち、担保評価額プラス3年分の返済相当額について母体行に引き継ぎ、その余はすべて債権放棄する旨説明して特別清算にかかる協定案（以下「本件協定案」という。）に対する同意を求め、その後、本件協定案は、債権者集会で可決された上で、裁判所の認可を受けているのであるから、本件協定案に基づく本件債権放棄は有効であるということができるとして排斥された事例

判 決 要 旨

- (1)～(4) 省略

判 決

原告	有限会社A
同代表者清算人	甲
同訴訟代理人弁護士	竹中 潮
被告	国
同代表者法務大臣	鳩山 邦夫
同指定代理人	菊池 浩也
同	井手上 秀文
同	福本 昌弘
同	竹原 一郎
同	加治屋 貢
同	緒方 登志光
同	小野 勝
同	平野 孝敏
同	札ノ内 直子
同	岩崎 光憲
同	渡邊 明
同	上野 稔
同	辻原 耕二
同	寺本 史郎

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 請求の趣旨

- (1) 原処分庁が原告に対してした、別紙処分一覧表記載の各処分を取り消す。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。

2 請求の趣旨に対する答弁

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、原処分庁である熊本西税務署長（以下「処分行政庁」という。）が、平成14年3月ころ、B株式会社（以下「B」という。）が原告に対する貸付金9億1368万2182円を債権放棄し（以下「本件債権放棄」という。）、これに伴い原告に同額の債務免除益が発生したとして、別紙処分一覧表のとおり法人税額等の更正決定及び過少申告加算税の賦課決定を行った（以下「本件各処分」という。）のに対し、原告が、本件債権放棄は行われておらず、仮に本件債権放棄が行われているとしても無効であり、上記債務免除益は発生していないとして、本件各処分の取り消しを求めた事案である。

1 前提事実（争いのない事実及び後掲証拠により容易に認定できる事実を含む。）

(1) 当事者

ア 原告は、昭和57年4月27日に設立された不動産賃貸業を主たる事業とする有限会社であり、青色申告法人であるが、平成17年11月30日、社員総会の決議により解散し、同日付けで清算人を甲（以下「甲」という。）として解散の登記をした（乙21、弁論の全趣旨）。

イ Bは、昭和58年12月26日に設立された貸金業及びリース業を主たる事業とする株式会社であった。

(2) 原告は、平成2年ころから平成4年ころにかけて、Bから合計11億5000万円を借り入れ、平成14年3月28日時点での借入金残高は10億4068万2182円であった（甲19、20、乙10）。

(3) 原告は、熊本市所在の宅地及び同土地上の建物（以下、併せて「本件不動産」という。）を所有していたが、同土地については、平成2年1月26日付けで、同建物については、平成3年12月16日付けで、いずれもBを根抵当権者、原告を債務者とする極度額7億9200万円（但し、土地については、当初の極度額は4億4000万円であり、同日付けで変更されている。）の第1順位の根抵当権（共同担保）設定登記がされている（乙20の1・2）。

(4) Bは、平成13年11月26日の株主総会決議により解散し、同日付けで解散登記及び代表清算人を乙（以下「乙」という。）とする登記をした。Bは、同日、福岡地方裁判所に特別清算開始の申立て（同裁判所平成●●年（○○）第●●号事件）を行い、同裁判所は同月28日、特別清算開始決定をした（以下「本件特別清算」という。）。本件特別清算にかかる協定案（以下「本件協定案」という。その内容は別紙のとおり。）は、平成14年2月21日の第2回債権者集会において可決され、同年3月1日、福岡地方裁判所により認可の決定を受けた。

(5) 原告は、平成14年3月29日、株式会社C銀行（以下「C銀行」という。）より、最終弁済期日を平成21年9月30日として、1億2700万円を借り入れ、その全額を上記(2)のBに対する借入金債務の弁済に充てた。これにより、平成14年3月29日現在の上記(2)の借入金債務の残高は9億1368万2182円となった（甲18の1・2、19、乙14、17、23）。

そして、本件不動産につき、平成14年3月29日付けで、C銀行を根抵当権者、原告を債務者とする極度額1億5000万円の第2順位の根抵当権が設定され、さらに、同年4月16日付けで、同月9日解除を原因とする上記(3)の第1順位の根抵当権設定登記の抹消登記がされている（乙20の1・2）。

(6) 原告は、処分行政庁に対し、平成14年3月1日から平成15年2月28日までの事業年度（以下「平成15年2月期」という。）、同年3月1日から平成16年2月29日までの事業年度（以下「平成16年2月期」という。）及び同年3月1日から平成17年2月28日までの事業年度（以下「平成17年2月期」という。）の法人税の青色確定申告書を、それぞれ法定申告期限までに提出した（なお、平成17年2月期については、平成17年12月6日に修正申告書が提出されている。）が、いずれの申告書においても、原告のBに対する9億1368万2182円の借入金債務が

存在することを前提としていた。

(7) 処分行政庁は、平成17年12月27日付けで以下のとおり本件各処分を行った。

ア 平成15年2月期については、上記(3)の9億1368万2182円の借入金につき、本件債権放棄がされたものと認め、これを債務免除益として所得金額に加算する更正処分を行った。

イ 平成16年2月期及び平成17年2月期については、上記アの更正処分に伴う繰越欠損金額等の異動による更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を行った。

(8) 原告は、本件各処分を不服として、平成18年2月9日付けで熊本国税不服審判所に対し審査請求をしたが、国税不服審判所長は、平成19年6月27日、原告の審査請求をいずれも棄却した。

2 争点

(1) 本件債権放棄の有無

(被告の主張)

乙は、平成13年11月27日に、原告に対し、口頭で、Bとして原告に対する債権放棄をする方針であることを伝え、平成14年2月26日には、原告に対し、本件協定案の内容を踏まえ、C銀行への引継額（新規融資額）の具体的な金額を提示し、残りの債権については放棄する旨述べ、より明確に債権放棄の方針を伝えている。そして、数回の文書による通知を経て、最終的に、同年3月29日、口頭により、原告がC銀行から新規に融資を受けた資金をBへの債務に対する弁済に充て、Bは残りの債権9億1368万2182円を放棄する旨の意思表示をしている。原告が、C銀行から新たに1億2700万円の借入れを行っていることからしても、原告がその余の債権の放棄を受けたことを認識していたことは明らかである。

上記の口頭による債権放棄の意思表示のみならず、平成14年3月18日付けでB及びC銀行から原告に発送された「B（株）よりC銀行への債権譲渡についての試案」と題する書面（甲5）には、C銀行が原告に対し1億2700万円を新規融資し、Bが原告に対する貸付残高との差額である9億1430万5855円（同日現在の金額）を債権放棄する旨の記載があり、その後、C銀行審査管理部審査管理室長丙（以下「丙」という。）も、債権放棄の方針に基づき、C銀行からの新規融資額等について原告と交渉を行っている。なお、平成14年3月22日付けのC銀行から原告にあてられた「債権譲渡の試案について」と題する文書（甲6）の本文中の「債権譲渡」との文言は、譲渡担保の意であり、Bの債権者らが、Bが原告に対して有していた債権に譲渡担保の設定を受けていたことによるものである。原告が、上記文書をもって、Bの原告に対する貸付金債権が譲渡されたと理解したのであれば、Bは債権者ではないから、乙らと交渉を継続したり、C銀行から新規融資を受けたりする必要はないはずである。

(原告の主張)

原告は、Bから、文書、口頭等のいかなる形式においても、債権放棄の意思表示を受けていない。

金融機関による債権放棄手続は文書でされるのが当然である。特にBは特別清算中であつたにもかかわらず、文書による債権放棄手続はされていない。Bから原告に送

付された文書には、債権放棄との文言が記載されている書面（甲５）も存在するが、同書面には「試案」との文言が記載されている上、その後、原告は、Ｃ銀行審査管理部審査管理室長名義の文書で、原告に対するＢの債権をＤ銀行等に「債権譲渡した」旨の通知（甲６）を受け取っており、これらの文書から債権放棄の意思表示を読み取ることはできない。また、口頭による通知では、放棄する側もこれを受ける側も税法上の処理ができないのであるから、原告は、乙から債権放棄の話を聞いていたのであれば、債務免除益を計上した上で、資産売却等により特別損失を計上して当年度の免除益課税を避ける方策をとるために、文書での通知を求めたはずである。

仮に乙が口頭で債権放棄の意思表示を行ったとしても、極めて曖昧かつ不明確な形であり、通常人には正確に認識できなかったものである。原告はこれを了知ないし認識すべき状態ではなく、意思表示は到達しておらず、その効力は発生していない。

（２） 本件債権放棄の効力

（被告の主張）

Ｂの代表清算人である乙は、Ｂの特別清算手続に当たり、同社の債権者らに対して、本件債権放棄及び返済計画について説明し、債権者集会において、本件債権放棄を前提とした本件協定案が可決され、裁判所の認可を得ているから、本件債権放棄は有効である。

（原告の主張）

仮に、本件債権放棄の意思表示がなされたとしても、Ｂの特別清算手続上必要とされる債権者集会の決議ないし裁判所の許可がされてないから無効である。平成１７年法律第８７号による改正前の商法（以下「旧商法」という。）は、清算人が権利の放棄等、同法４４５条１項に規定する行為をするときには、監査委員の同意が必要であり、監査委員がないときには債権者集会の決議を要し、その場合に急迫な事情があるときは裁判所の許可を得ることを要すると定めている（旧商法４４５条１項１号、同条２項）。ここにいう同意及び許可は、個別・明示的にされることを要し、包括的又は黙示の同意・許可は許されないというべきである。そして、同意ないし許可を得ないでした同条１項所定の各行為は無効である（被告が善意の第三者に該当しないことは明らかである〔同条３項〕。）。

第３ 当裁判所の判断

- １ 上記前提事実、証拠（甲４～８、２１、乙６の１、８～１７、１９、２０の１・２、２２～２４、証人乙、証人丙）及び弁論の全趣旨によれば、以下の各事実を認めることができる。

- （１） Ｂは、Ｃ銀行等の金融機関や、生命保険会社、損害保険会社及びリース会社等１６社が株主となって設立された株式会社であり、Ｃ銀行はＢの株式の５パーセントを保有しており、その設立に主導的な役割を果たし、その後もＢの代表取締役はＣ銀行の役員が就任するなど、密接な関係を保っていた。

Ｂは、自らの資金調達のため銀行等から借入れをしていたが、その際、他に担保がない場合には、融資を受けた金融機関との間で、Ｂが有する貸金債権を譲渡担保とする契約を締結していた。この場合、Ｂの金融機関に対する債務不履行を停止条件として貸金債権が金融機関に移転し、債務者に対して対抗要件としての債権譲渡通知を行

うことになっているため、担保設定時に債務者に通知したり、その承諾を得たりすることはなかった。Bの原告に対する貸金債権についても、D銀行、E銀行及びF（以下「D銀行外2社」という。）に対する譲渡担保に供されていたが、原告に対し、その旨の通知はされていなかった（乙19）。

(2) Bは、設立当初は順調な経営状態を維持していたが、平成4年ころには経営が悪化し、取引金融機関に対し、借入金の残高維持と債権譲渡担保差入れによる現状維持を要請するところとなり、その後は取引金融機関の協力により、債務の圧縮を図ってきたが、平成13年5月末には実質債務超過額が143億0900万円に達し、会社再建が不可能な状態となり、取引金融機関から最終処理案の提示を求められることとなった。そして、上記BとC銀行との関係等から、Bの特別清算手続に当たっては、C銀行が関わることとなり、平成13年夏ころ、C銀行の常務会においてBの特別清算手続が提案されるに至り、それに基づいて本件協定案の原案が作成され、後記(3)の債権処理の基本方針が決定された（乙6の1）。

(3) 本件特別清算手続においては、Bが有していた貸金債権については、BがC銀行の連結対象であったことから、銀行と同一の処理を求められることになり、金融庁が発行した銀行向けの資産査定マニュアルを参考にして、融資先の状況に応じて、3種類に分けて処理を行う方針が採用された、すなわち、融資先を①正常先並びに要注意先、②破綻懸念先、③実質破綻先及び破綻先に区分し、①に対する債権については、Bの融資残高と同額でC銀行に売却し、②に対する債権については、Bが提供を受けている担保物件を再評価し、その評価額に3年分の返済金相当額を加えた金額を融資先（債務者）がBに支払い、Bは同金額を超える部分の債権について放棄し、その際融資先の支払資金についてはC銀行が融資先に貸し付けることとし、③に対する債権については、Bが担保物件の再評価により任意処分するか、あるいは債権買取会社に売却（譲渡）するとの処理を行うこととされていた（甲4、乙9、15）。原告は、Bへの債務の弁済を遅滞することはなかったものの、返済期間が極めて長期にわたる場合があったり、原告の申入れにより利率を引き下げるなどがあったため、Bは、上記査定マニュアルを参考にして原告を「破綻懸念先」と位置づけた。なお、Bは、甲個人に対する貸金債権についても、同様の位置づけをし、原告に対する債権と同一の処理をすることとした（乙24、乙19～24）。

(4) 乙は、平成11年6月29日にC銀行からBに出向し、代表取締役役に就任したが、Bの特別清算開始の方針が決定された後、平成13年7月から同年9月にかけて、この方針に従い、Bの債権者ら14社に対し、個別に、債権者別に作成した返済計画明細表を持参して、特別清算手続を申し立てることを説明し、また、Bの資産状況及び融資先ごとの担保再評価の状況等の資料を示した上で、本件協定案に沿って、債権譲渡及び債権放棄による処理等を説明し、大方の債権者から同意を得ることができた。乙は、D銀行外2社に対しても、個別に上記返済計画明細表を持参し、原告を「破綻懸念先」と位置づけたことや、返済査定額、配当額、債務免除額等について説明した（乙6の1、15）。

Bは、上記のとおり、平成13年11月26日、福岡地方裁判所に対して特別清算開始の申立てを行ったが、同申立書には、申立てに至った理由として、C銀行等の協

力を得て資産の資金化を図り最大限の返済を行うことが債権者に報いる方策であると考えたことや、本件処理は相当額の債権放棄を伴うものであり、法的清算によらなければ取引金融機関の承認が得られないこと、債権者の大多数の同意を得られる見込みであることが記載されている（乙6の1）。

乙は、同月27日、原告を訪問し、甲に対し、Bの特別清算開始の申立てについて説明した上で、Bの原告に対する貸金債権について、担保評価額及び3年分の返済額をC銀行に引き継ぎ、原告はその額のみ支払えば足りる旨説明し、平成14年2月に債権者集会が予定されているので、その決定を待つて最終的な説明を行う旨伝えた（甲21、乙61～73）。

- (5) 上記のとおり、平成14年2月21日に本件特別清算における第2回債権者集会が開催され、本件協定案が可決された（乙8）。

乙及び丙は、同月26日、原告を訪問し、債権者集会において本件協定案が可決されたことを説明し、原告のBに対する借入金債務について、原告が、Bに対し、本件不動産の担保評価額である1億1040万円に3年分の返済額を加えた合計1億2700万円を支払えば、Bは残債権額を放棄する旨伝えた。これに対し、甲から、本件不動産の評価額が高すぎるとして、原告が支払うべき金額の減額を求める発言があったが、乙及び丙は、本件不動産の担保評価額はBの債権者であるD銀行外2社も適正と認め、返済額相当分についても担保評価額を前提にして同意しており、その結果、本件協定案が可決されたものであることを説明し、甲も一応了解した様子であった。さらに乙及び丙は、甲に対し、Bの原告に対する債務については、C銀行が引き継ぐ予定であるが、引継ぎの方法は未定であるので、決まり次第相談する旨説明した（乙78～116）。

- (6) 福岡地方裁判所は、本件協定案は旧商法448条の要件を具備しており相当と認められるとして、平成14年3月1日、これを認可する旨決定した。

- (7) その後、原告とBないしC銀行との間で、以下のとおりの書面のやり取りがされている。

ア B及びC銀行は、平成14年3月18日付けで、原告に対して、「B（株）よりC銀行への債権譲渡についての試案」と題する書面を送付したが、同書面には、①「B（株）の貸出金総額1,041,305,855円を、127,000,000円でC銀行へ譲渡します。債権放棄額914,305,855円。」、②「C銀行の貸出条件」として「新規貸出額：127,000,000円、金利：2.5%、貸出期間：5年、返済方法：平成14年4月より毎月元利均等2,253,914円宛返済、保証人：甲外1名、担保：現在、B（株）にて徴求中の物件に、根抵当権第1順位150,000,000円設定条件」と記載されており、同書面添付の「不動産担保明細」には本件不動産が表示されている（甲5）。これは、上記(5)の同年2月26日の説明を書面化するとともに、C銀行への引継ぎ方法として、原告がC銀行から1億2700万円を借り入れ、同金員をBの返済に充当する方法によることを提案するものであった。上記書面送付後、原告からは特段の連絡はなかった（乙117～129）。

イ 同年3月22日付けで、丙の名でC銀行から発せられた原告に対する「債権譲渡

の試案について」と題する書面には、「B株式会社の特別清算の協定案の中に、本件処理も含まれております。具体的に申し上げますと、有限会社A様に対する債権は、D銀行外2社に債権譲渡しております。(中略)今回の特別清算を進める中で、債権銀行の査定金額はもっと高額でしたが、返済実績及び担保価値より落ち着いた金額が、今回提示させていただいた金額となっております。また、債権銀行に対する配当の期限は3月末日となっております。従いまして、債権譲渡を行う金額は変更できません。上記を背景に、再度債権譲渡の試案を提示させていただきます。」との記載がされている(甲6)。

ウ 上記イの書面に対し、原告は、丙にあてて、同月23日付けで「債権譲渡の試案について」と題する書面を発しているが、同書面には、本件不動産の価値は土地(路線価格)が坪当たり214万9000円の約6440万円、建物が4514万円の合計1億0954万円であり、市場価格は1億円程度であって、本件建物(ビル)の入退去が激しく、家賃収入も固定できないことなどから、新規貸付額を1億円位で検討するようにお願いする旨の記載がある(甲7)。

エ 上記ウの書面を受けて、同月27日付けでC銀行から原告に発せられた書面には、「平成14年3月22日付で報告をさせていただきました債権譲渡の試案につきましては、ご納得頂けなかったようでございます。当行としましても、今回の提案以上の譲歩が出来ません。再度申し上げますが、B株式会社の特別清算の協定案の中に本件処理も含まれております。債権銀行の査定金額はもっと高額でしたが、返済実績及び担保価値より、落ち着いた金額が今回の提案金額であり、変更することが出来ません。従いまして、毎月の返済金額、貸出金利等もお申出の通りとさせていただきます。」との記載がある(甲8)。

(8) その後、丙は、乙から、甲が面談に応じる意向である旨の連絡を受け、原告がBの債権処理について了解したものと理解し、C銀行熊本支店の丁副支店長に対し、原告に対する新規貸付の稟議を依頼した。他方、乙は、平成14年3月29日、C銀行熊本支店の丁副支店長を伴い、原告を訪問し、甲に対し、原告がC銀行から借り入れて原告のBに対する債務について、その一部である1億2700万円を弁済すれば、Bは同日時点の残額である9億1368万2182円を放棄する旨を確認し、その場で、C銀行から1億2700万円を借り入れる際の必要書類に甲の署名を徴求した。原告は、同日、C銀行から1億2700万円を借り入れ、同額をBに支払った(乙14、16、17、乙151～158)。本件不動産には、同日付けで、C銀行を根抵当権者、原告を債務者とする極度額1億5000万円の第2順位の根抵当権設定登記がされ、Bを根抵当権者とする第一順位の根抵当権は、極度額が未確定であったため、裁判所の許可を得て、同年4月9日付けで設定契約が解除され、同月16日付けで抹消登記がされている(乙13、20の1)。

(9) Bは、平成14年3月29日及び同年4月30日の2回にわたり、債権者らに対し合計54億9330万3752円の配当を行い、配当を終了した。

福岡地方裁判所は、平成14年5月13日、本件特別清算につき、終結決定を行い、その後公告を経て、同年6月11日付けで特別清算終結の決定確定の登記が行われた(乙11、12)。

2 争点に対する判断

(1) 争点1について

ア 上記認定事実によれば、Bは、乙を介して、平成14年2月26日、原告に対し、口頭により、Bが原告に対して有していた債権のうち、1億2700万円を除いたその余の部分を放棄する旨の意思表示を行ったこと及び同年3月29日、再度、原告に対し、債権放棄の対象となる債権（確定）額を明示して、債権放棄の意思表示を行ったことが認められる。

【判示(1)】

イ この点、甲は、乙から、1億2700万円を除いた部分の債権放棄について、口頭で伝えられたことはなく、Bから送付された「債権譲渡の試案について」と題する書面（甲6）を見て、Bの原告に対する債権が譲渡されたものと理解していたなどと供述し、甲22（甲の陳述書）中にもこれに沿う記載がある。しかしながら、上記1認定の事実経過のとおり、平成14年3月18日付けでB及びC銀行から原告に対して発せられた書面（甲5）には債権放棄額9億1430万5855円と明記されていること、原告は、C銀行の原告に対する新規貸付額決定の前提となる担保不動産の評価額の減額を求めるなどして、新規融資額に多大関心を寄せていたところ、これは、Bが、原告に対する債権のうち、新規融資という形の下でC銀行に引き継がれる部分を除いたその余の部分について放棄する意向であることを認識していたためであると考えるのが合理的であること、等からすれば、原告は本件債権放棄について認識していたとみるべきである。そして、このことは、原告がC銀行に提出した第20期（平成13年3月1日から平成14年2月28日までの期間）決算報告書において、C銀行からの借入金1億2700万円が計上されるとともに、Bからの借入金が0となっており、第21期決算報告書においても、Bからの借入金が生じていないこと（乙18。上記各決算報告書は、その内容、体裁に照らし、原告が作成したものであると認めるのが相当である。）からも推認できる。

【判示(2)】

さらに、原告が「債権譲渡の試案について」と題する書面（甲6）を見て、Bの原告に対する債権が他に譲渡されたと認識していたという点についても、仮にこれが事実であるとすれば、原告は債権者ではなくなったはずのBと折衝を続けたことになり、不自然であるし、原告は、上記書面を受け取った後、D銀行外2社にそれぞれに譲渡された債権額を確認することもなく、また、債権放棄の方向（甲5）が一転して債権譲渡（甲6）に変更されることは、原告にとっては重大な変更（不利益変更）に当たるはずであるにもかかわらず、この点について、B等にその理由を問いただすこともなかったばかりか、かえって、平成15年2月期、平成16年2月期及び平成17年2月期の各確定申告書（乙2～4）には漫然とBを債権者とする借入金が存在する旨を記載し続けているのであって、これらの事情に照らすと、原告の債権が他に譲渡されたと認識していたとの主張も採用できない（なお、上記甲6中の「有限会社A様に対する債権は、D銀行、E銀行及びFに債権譲渡しております。」との文言は、Bの資金調達に当たり、B自身が有している債権にD銀行外2社の譲渡担保を設定していたことを意味する（丙40～42））。

【判示(3)】

ウ 原告は、本件債権放棄がされていたとするなら、当然なしうる節税措置を全く取

っていないことから、本件債権放棄がされたとは認められないと主張するが、原告が本件債権放棄を認識していなかったということが不自然であることは既に説示したとおりであり、原告が節税の措置を講じていなかったとしても、それは原告側の問題であって、そのことをもって本件債権放棄がされなかったということにはならない。

(2) 争点2について

上記1認定のとおり、本件協定案においては、Bが有する貸金債権に対して担保権を有する債権者の被担保債権については、当該担保権付債権をC銀行ないし債権買取会社に一定の基準により引き継ぐことにより得る金員により、優先的に弁済することを前提に、Bの融資先を①正常先並びに要注意先、②破綻懸念先、③実質破綻先及び破綻先に区分し、その区分に応じて実質的な債権の回収を行い、弁済（配当）を早期に実現し、配当後の残債権については、その全額について全債権者から債権放棄を受ける旨規定されている。そして、「破綻懸念先」に対する債権については、「担保評価額プラス3年分の返済金相当額（C銀行引き継ぎ）」とされているところ、これは、Bが破綻が懸念される融資先に対して有している債権につき、担保評価額プラス3年分の返済金相当額をC銀行が引き継ぎ、これをBの破綻懸念先に対する債権について担保権を有する債権者への配当原資に充て、これらの債権者は、配当を受ける部分以外のBに対する債権を全て放棄することを意味するから、Bの破綻懸念先に対する債権のうち「担保評価額プラス3年分の返済金相当額」を超える部分については、Bにおいて放棄することを当然の前提としているものと解すべきである。実際、Bは、原告に対する債権について担保を設定していたD銀行外2社に対し、原告を破綻懸念に含めた上でBの原告に対する債権のうち、担保評価額プラス3年分の返済相当額についてC銀行が引き継ぎ、その余は全て債権放棄する旨説明して本件協定案に対する同意を求め、その後、本件協定案は、債権者集会で可決された上で、裁判所の認可を受けているのであるから、本件協定案に基づく本件債権放棄は有効であるといえることができる。

【判示(4)】

第4 結論

以上のとおり、原告の請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担について行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

熊本地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 高橋 亮介

裁判官竹添明夫、同中島真希子は転補のため署名押印することができない。

裁判長裁判官 高橋 亮介

別紙

処分一覧表

- | | |
|-------------|---|
| 1 処分庁 | 熊本西税務署長 |
| 処分日（通知書記載日） | 平成17年12月27日 |
| 処分の通知を受けた日 | 平成17年12月28日 |
| 処分名 | 自平成14年3月1日至平成15年2月28日事業年度分の法人税額等の更正 |
| 納付を命ぜられた金額 | 0円 |
| | |
| 2 処分庁 | 熊本西税務署長 |
| 処分日（通知書記載日） | 平成17年12月27日 |
| 処分の通知を受けた日 | 平成17年12月28日 |
| 処分名 | 自平成15年3月1日至平成16年2月29日事業年度分の法人税額等の更正及び過少申告加算税の賦課決定 |
| 納付を命ぜられた金額 | 金77,616,500円
(本税67,515,000円 加算税10,101,500円) |
| | |
| 3 処分庁 | 熊本西税務署長 |
| 処分日（通知書記載日） | 平成17年12月27日 |
| 処分の通知を受けた日 | 平成17年12月28日 |
| 処分名 | 自平成16年3月1日至平成17年2月28日事業年度分の法人税額等の更正及び過少申告加算税の賦課決定 |
| 納付を命ぜられた金額 | 金5,382,000円
(本税4,702,000円 加算税680,000円) |

協定案

福岡地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号
特別清算会社 B株式会社
代表清算人 乙

記

債権に関する権利の変更及び弁済方法

1 弁済（配当）の場所

協定による弁済（配当）は、債権者に対しその指定する銀行口座へ振り込む手続により実施する。

2 弁済（配当）の内容

(1) 基本方針

(ア) 清算会社の不動産に担保権を有する債権者の被担保債権については、当該不動産を処分の上、優先的に弁済する。

(イ) 債権譲渡予約により清算会社の有するリース債権に担保権を有する債権者の被担保債権については、当該リース物件をB株式会社に引き継ぐことにより得る金員から当該リース物件の評価額の範囲内で優先的に弁済する。

(ウ) 債権譲渡予約により清算会社の有する貸金債権に担保権を有する債権者の被担保債権については、当該担保付債権を株式会社C銀行及び債権買取会社に下記の基準により引き継ぐことにより得る金員を、各債権者が有する担保付債権の状況に応じ、優先的に弁済する。

①正常先ならびに要注意先に対する債権－100%の弁済（C銀行引き継ぎ）

②破綻懸念先に対する債権－担保評価額プラス3年分の返済金相当額（C銀行引き継ぎ）

③実質破綻先及び破綻先－別紙一覧表の実質破綻先及び破綻先欄記載の評価額を予定（任意処分又は債権買取会社へ引き継ぎ）

(エ) 上記被担保債権の不足額及び一般債権については、①清算会社の有する現金・預金、②リース物件をB株式会社に引き継ぐことにより得る金員、③その他清算会社の資産を処分することにより得る金員により、各債権者の総債権額に基づき定めた基準シェアにより債権額で按分して弁済する。

以上の基本方針にもとづいて弁済する予定額は別紙一覧表のとおりとする。

(2) 弁済（配当）の時期

弁済（配当）は、協定案が可決成立し、裁判所の認可決定が確定した後40日以内に実施する。

上記2の(1)の(ア)記載の不動産処分による弁済（配当）については、不動産処分時期が上記期日以降となった場合には、不動産売買契約の履行が完了したときから1カ月以内に実施する。

なお、弁済（配当）後に残余財産が発見された場合には、これを処分した上で追加配当を実施する。

3 弁済（配当）後の債務

上記2の弁済（配当）後の残債権額については、その全額について全債権者から放棄を受ける。

以上

金融機関別返済計画表（H13／5末基準）

*平成14年1月31日現在
 （変更要因を修正後の計数で作成）
 （単位：千円）

債権者名	借入金額 (13/5末) A	担保返済額							非担保返済額		債権放棄額	
		債権譲渡（貸付金）				リース担保	不動産担保	小計	基準シェア	非担保配当源資	A-E-G	放棄率 H/A
		正常先 要注意先	破綻懸念先	実質破綻先 破綻先	計	(リース資産)	(Gビル)	B+C+D	<5/4末>	1,375,553×F		
					B	C	D	E	F	G	H	
(株)D銀行	3,807,200	1,249,659	82,940	5,113	1,337,712	36,851	—	1,374,563	21.304%	293,048	2,139,589	56.20%
(株)E銀行	2,329,600	—	20,086	773	20,859	—	—	20,859	13.037%	179,331	2,129,410	91.41%
(株)H銀行	2,213,900	104,366	—	44,204	148,570	—	923,622	1,072,192	12.389%	170,417	971,291	43.87%
I銀行(株)	2,318,300	748,626	—	—	748,626	—	—	748,626	12.973%	178,450	1,391,224	60.01%
J銀行(株)	1,540,900	4,466	46,463	477	51,406	—	—	51,406	6.622%	118,600	1,370,894	88.97%
K銀行(株)	1,331,110	557,804	—	9,230	567,034	—	—	567,034	7.595%	104,473	659,603	49.55%
L銀行(株)	1,208,500	45,661	21,936	334	68,131	—	—	68,131	6.765%	93,056	1,047,313	86.66%
(有)M (旧：M銀行)	1,034,700	—	—	—	—	—	—	—	5.792%	79,672	955,028	92.30%
N金庫	474,900	—	—	—	—	—	—	—	2.659%	36,576	438,324	92.30%
O保険相互会社	480,100	—	—	—	—	196,788	—	196,788	2.687%	36,961	245,351	51.31%
F(株) (旧：F)	384,300	—	29,212	—	29,212	—	—	29,212	2.149%	29,561	325,527	84.71%
(株)P	179,000	13,592	—	365	13,957	—	—	13,957	4.028% 1.0014%	13,775	151,268	84.51%
(株)Q銀行	541,000	41,078	—	1,105	42,183	—	—	42,183	4.028% 3.0266%	41,633	457,184	84.51%
小計	17,843,510	2,765,452	200,637	61,601	3,027,690	233,639	923,622	4,184,951	100.00%	1,375,553	12,283,006	68.84%
(株)C銀行	1,815,000	—	—	—	—	—	—	0	—	—	1,815,000	100.00%
合計	19,658,510	2,765,452	200,637	61,601	3,027,690	233,639	923,622	4,184,951	100.00%	1,375,553	14,098,006	71.71%